

## 上水道管工事施工業者の皆さまへ（お知らせ）

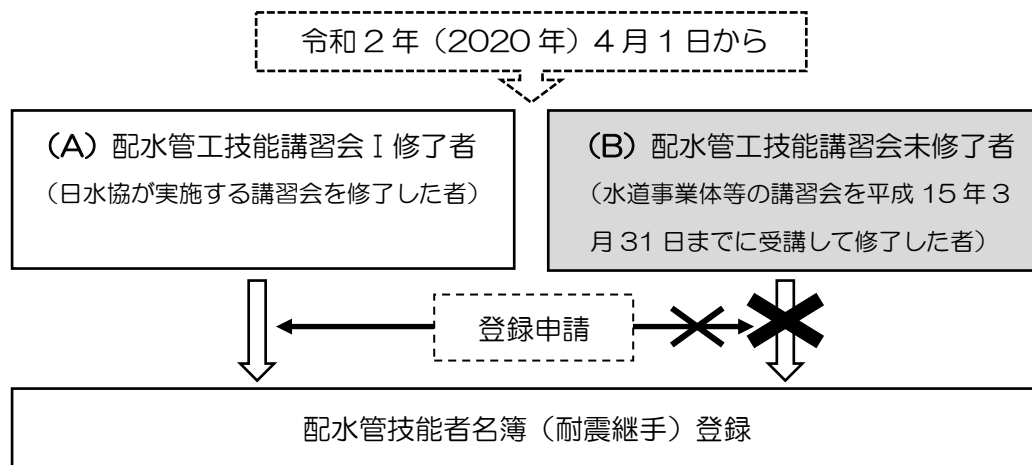
現在、本市水道局が発注する上水道管工事につきましては、配水管技能者名簿（耐震継手）に登録され、配水管技能者登録証を有する技能者を有する者であることを入札参加条件の一つとしています。

配水管技能者名簿（耐震継手）の登録につきましては、公益社団法人日本水道協会（以下、「日水協」という。）が実施する配水管工技能講習会修了者のほか、配水管工技能講習会未修了者<sup>（注）</sup>の申請を受けて、日水協にて行っていますが、令和2年（2020年）3月31日をもって、配水管工技能講習会未修了者<sup>（注）</sup>の登録申請が廃止され、配水管工技能講習会Ⅰを修了した配水管技能者のみ登録を行う制度に変更されることとなります。

### 配水管工技能講習会未修了者<sup>（注）</sup>とは

水道事業体等が主催した、NS形、SⅡ形等耐震継手管の講習会を延べ2日間以上受講し、平成15年3月31日までに修了した者

\*水道事業体等とは、各水道事業体、日水協地方支部・都道府県支部、日本ダクタイトイル管協会、各水道事業体講習会を依頼したダクタイトイル管メーカーをいいます。



◎対象となるのは、(B)のうちで、日水協に配水管技能者名簿（耐震継手）への登録を行っていない方です。まだの方は、令和2年（2020年）3月31日までに登録をして下さい。

◎既に、日水協が発行した登録者証をお持ちおられる方は、対象ではありません（ただし、5年ごとの更新は必要）。

施工業者の皆さまには、以上の点についてご注意いただくようお願いします。

※なお、詳しくは、（公社）日本水道協会ホームページをご覧ください。